

第2号様式

放置車両確認標章の作成・取付要領等について（概要）

（令和6年5月1日 鹿交指第53号）

本通達は、放置車両確認標章の作成・取付け要領等について、必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 携帯端末等を使用した確認標章の作成・取付けの手順
- 手書きによる確認標章の作成・取付けの手順
- 携帯端末等を使用した確認標章の作成・取付け状況の報告

等である。